

第4次 笠岡市地域福祉活動計画（案）

『みんなでささえて誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』を目指して

第一章 地域福祉の推進とは

第1節 地域福祉活動計画の考え方

多くの人が願う『住み慣れた地域で自分らしく最期まで生活したい』という思いを実現できる場所が、私たちの住むこの社会でなければいけません。

超高齢化社会といわれる中、現在、私たちの住む地域では、一人暮らし世帯や夫婦のみ世帯の増加、ひとり親世帯や障がい者世帯等、様々な方が暮らしています。

以前と比べ、家族構成が大きく変わり、社会環境・雇用環境の変化、地域とのつながりの希薄化と重なって、高齢者等の孤独死、介護問題、引きこもり、児童虐待や、失業による貧困格差などが大きな社会問題になっています。

また独居世帯の増加や、高齢、疾病、障がいなどによる能力の低下によって、制度自体を利用したくてもSOSを発信できない世帯も増えています。

このような制度の狭間、自ら助けを発することができない問題に対して、従来比較的成り立っていた『家族が福祉サービスや行政施策を利用しながら解決を図っていくこと』自体が難しくなってきました。

現状を改善していくためには、家族や既存の行政施策だけを当てにするのではなく、『地域』という、身近に住んでいるからこそ気が付く発見機能を有し、制度にない助け合いができる、まさに第2の家族ともいえるべき『助け合いの仕組みづくり』をさらに発展させ、解決を図っていくことがとても重要になってきています。

この『助け合いの仕組みづくり』を計画したものが地域福祉活動計画（以下『活動計画』という。）です。

民間の福祉計画であるこの活動計画は、少しでも『住み慣れた地域で自分らしく最期まで生活したい』という思いを実現できるように、私たち住民が地域の課題を我が事として捉え、住民、福祉関係団体、NPO、ボランティア、福祉サービス事業者等がともに手を携え、共に歩む社会を目指していく必要があります。

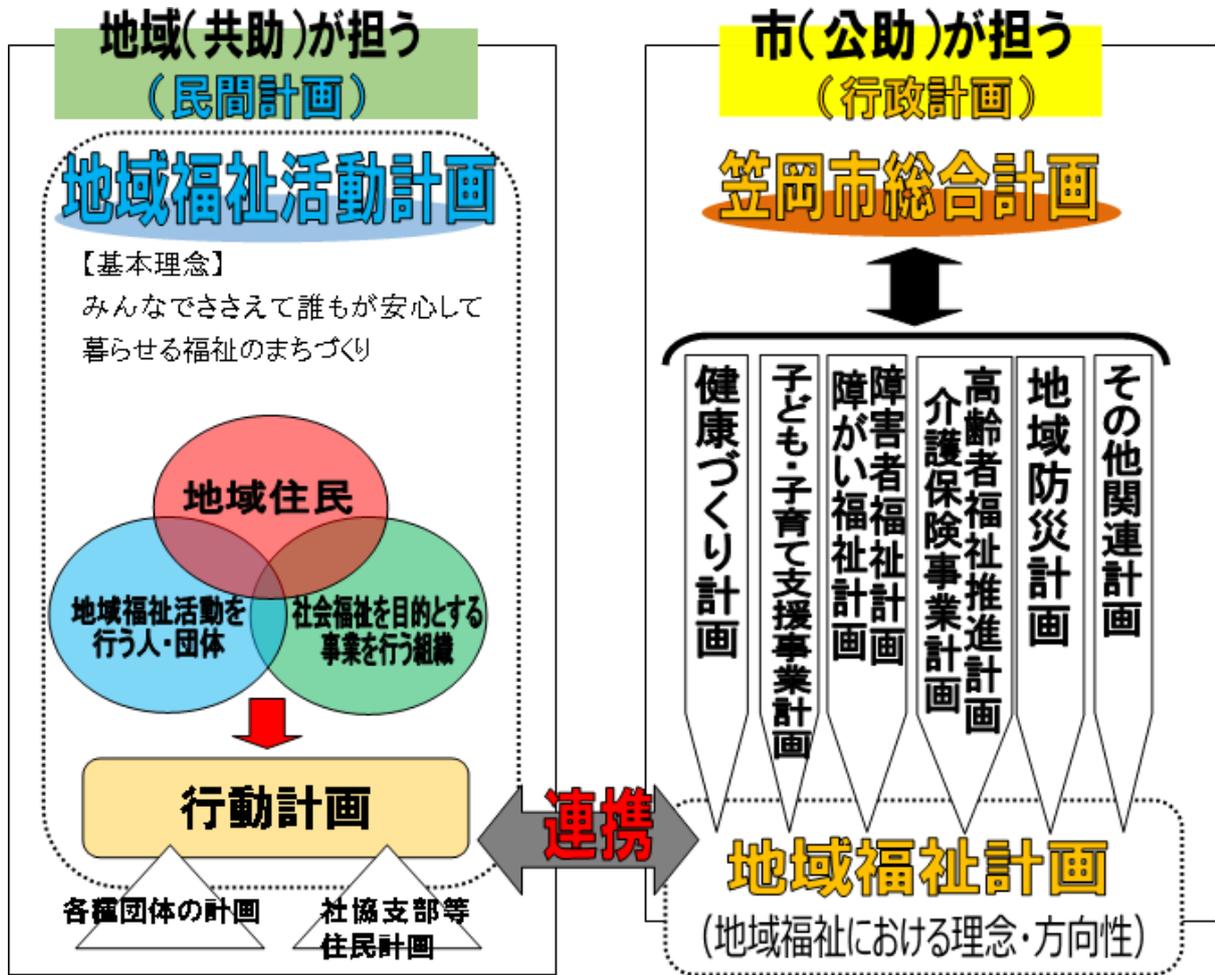
第2節 行政計画である『地域福祉計画』と、民間計画の『活動計画』の連携について

各市町村は、地方自治法に規定された基本構想や基本計画等をふまえて、地域福祉推進の理念や方針を明らかにし、具体的に推進する観点から関連する計画や施策を総合的に定める『地域福祉計画』を策定することが求められています。（社会福祉法第107条）

笠岡市地域福祉計画は平成28年度に策定され、計画期間は、保健・福祉に関する行政計画との整合を図るため、また、活動計画との計画期間と合わせ密接に連携が図れるようにするため、令和6年度までの9年間の計画となっています。

地域福祉計画は行政が立てる『地域住民の立場から地域福祉の理念や方向性を示す計画』として策定されています。その計画の中で、活動計画はこの理念や方向性に基づき、住民が主体となった地域福祉の取組み（活動）について具体的に示す計画として位置付けられています。

共助と公助の計画連携のイメージ図



地域福祉活動計画と地域福祉計画の計画期間

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域福祉活動計画	第2次活動計画 (H22~26年度)			第3次活動計画 (H27~R1年度)				第4次活動計画 (R2~6年度)					
地域福祉計画 (笠岡市)	H22~27年度				改訂版 (H28~36年度)								

第二章 笠岡市の地域福祉活動の現状と課題

第1節 地域での活動状況

近年多発する大規模災害をきっかけに防災意識が高まり、要援護者の把握や自主防災組織の設立、避難訓練などが積極的に行われ、住民同士で助け合う意義が高まっています。

また、『まちづくり協議会』や『島づくり委員会』といった地域の課題や解決を図る場が設けられ、組織の再編や活動内容の見直しなどを行い地域一丸となって取り組める体制ができつつあります。またインターネットやIT技術の活用、若い世代のUターンやIターンによる活性化、地域おこし協力隊の活躍によって住みやすい地域づくりも進められています。

その様な組織を基盤に、有償ボランティアによる生活支援サポート活動など住民自治組織や民生委員活動、様々な団体によるささえあい・助け合い活動が行われています。

また、超高齢化社会により、住民自ら健康づくりの意識が高まり、いきいき100歳体操などの介護予防と合わせた居場所作り、認知症サポーター養成講座などを通じた症状理解の場や、認知症カフェの開催など認知症の方や単身世帯の見守り、障がい児・者への制度やサービスの拡充、相談窓口の設置、こども食堂など『食』を通じたこどもの居場所づくりなど新しい取り組みも増えてきています。

その一方、地域とつながりのない人や人口減少に世帯構成員の減少、個人情報の問題や社会構造の変化による住民同士の意識の希薄化、様々な分野の問題が絡み合い複雑化し社会的な孤立につながり、支援を必要としていても制度と制度の狭間に取り残されてしまう問題があるため、『誰もが安心して生活する』ためには、組織や制度の枠を超えて各種団体が連携し、多様性と柔軟性のある地域福祉活動を行っていくことが求められています。

第2節 課題の把握方法

第4次活動計画の策定にあたって、課題把握のため住民・福祉団体へのアンケートの実施、地域座談会、パブリックコメントの募集を行いました。

まず、アンケートの質問内容については、住民の方から課題として挙げられた第3次活動計画策定の基本方針をもとに作成し、項目に無い物は自由記載で意見をいただきました。

また、地域座談会は市内20か所で開催、地域で現在取り組んでいる活動や困り事について自由に意見をいただきました。

アンケートの結果、座談会の意見については、あわせて第3節『地域で課題となっていること』に記載しています。

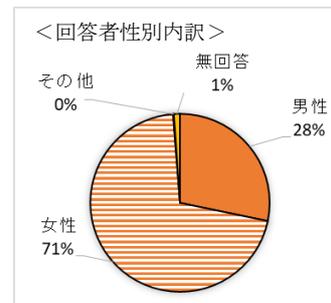
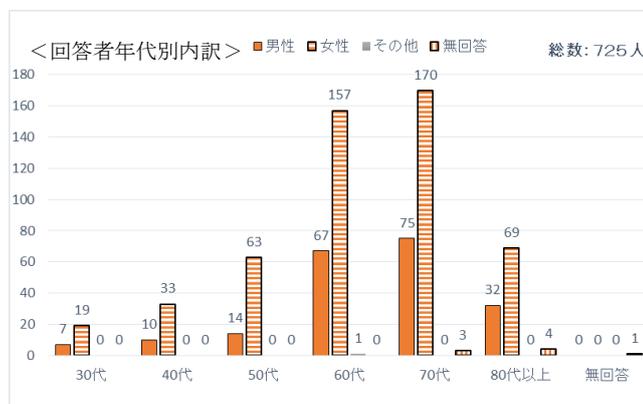
(1)市民アンケート調査（実施期間：令和元年8～9月）

・住民調査（回答内容は第3節『住民・団体アンケート・地域座談会 結果』に記載）

配布先	配布数	回収数	回収率
社協支部	880	725	49.1%
民生委員	144		
ハートフル社会福祉大会	400		
保育協議会	50		
総数	1,474		

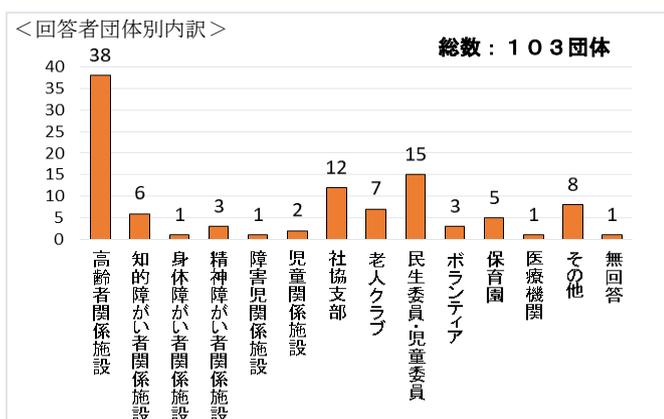
若年層の意見も取り入れるために、夏のボランティア体験事業事後研修会に参加した中高生にもアンケートを実施しました。

配布先	回収数
学生（中高生）	125

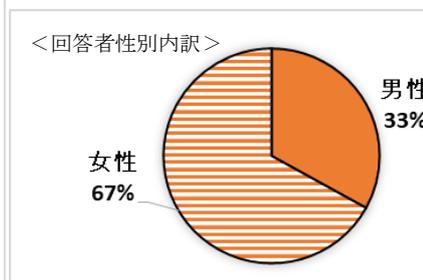
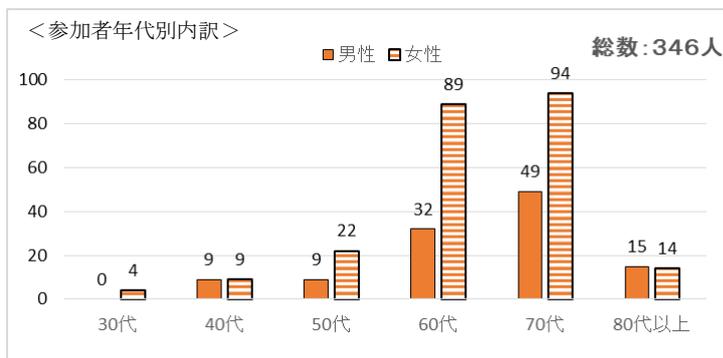


・団体調査（回答内容は第3節『住民・団体アンケート・地域座談会 結果』に記載）

配布先	配布数	回収数	回収率
社協支部	20	103	48.8%
民生委員	16		
老人クラブ	18		
ボランティア連絡協議会	7		
福祉関連施設・団体	150		
総数	211		



(2) 地域座談会からの意見聴取(実施期間:令和元年8月~11月)



座談会日程

日時	地区	会場
8月25日(日) 14:30~	新山	新山公民館
9月3日(火) 10:20~	金浦	金浦公民館
9月4日(水) 13:30~	白石島	白石島公民館
9月11日(水) 10:00~	笠岡東	サンライフ笠岡
9月12日(木) 12:00~	飛島	旧飛島小学校
9月12日(木) 14:50~	笠岡	中央ふれあい会館
9月12日(木) 19:00~	北川	北川公民館
9月12日(火) 11:15~	六島	六島公民館
9月12日(木) 13:30~	真鍋島	やすらぎの家
9月19日(木) 13:30~	陶山	陶山公民館
9月19日(木) 19:30~	城見	城見公民館
9月20日(金) 13:30~	北木島	離島センター
9月21日(土) 9:30~	今井	今井公民館
9月21日(土) 10:00~	大島	大島公民館
9月25日(水) 13:40~	高島	高島公民館
9月30日(月) 10:00~	神内	神島公民館
9月30日(月) 19:30~	大井	大井公民館
10月5日(土) 14:00~	吉田	吉田公民館
10月25日(金) 19:30~	横江・美の浜	横島会館
11月17日(金) 9:00~	神外	神島外公民館

第3節 地域で課題となっていること

(1) 住民・団体アンケート・地域座談会 結果

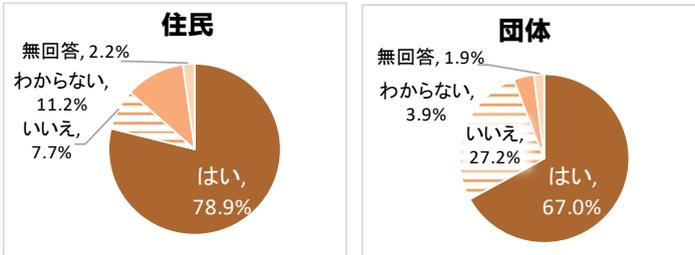
アンケートの結果、地域座談会の意見を下記の4つの分類にまとめました。

- ①人と人との『つながり』
- ②お互いを認め合い、助け合っていく心
- ③わかりやすく情報が伝わる
- ④地域での見守りや助け合い

『課題』はアンケート自由記載や住民座談会で出た内容、『意見』は住民座談会で住民が考えた解決のための意見等です。

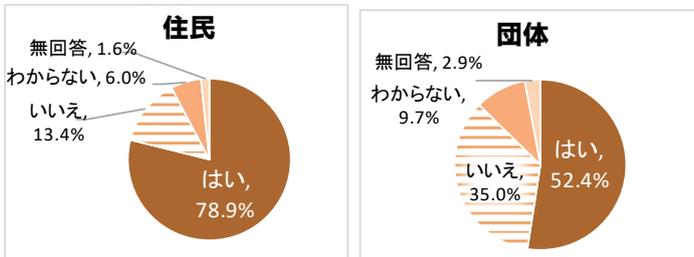
1. 人と人との「つながり」

世代を問わずみんなが交流できる場（行事）がありますか



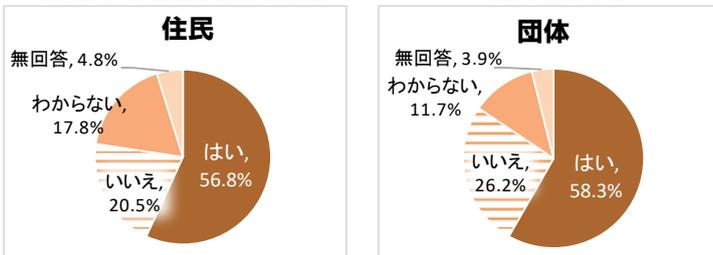
課題と意見
【課題】 ・人口減少 ・行事の減少 ・閉校に伴う踊りの伝承が困難となる 【意見】 ・若い世代とのつながり作り ・若い人への行事の参加勧奨 ・行事の参加者を増やす取り組み

近所で定期的集まれる場がありますか 集会所単位で各種団体が集まる場がありますか



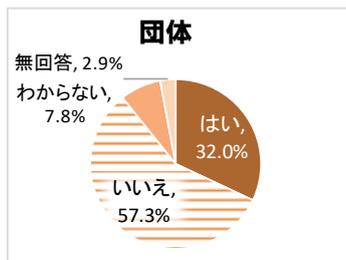
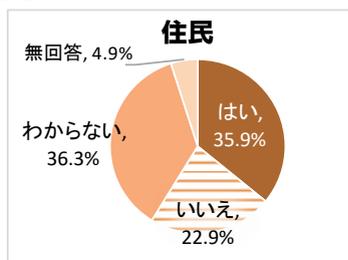
課題と意見
【課題】 ・団体同士のつながりが弱い ・50-60歳代のつながりが弱い ・近所関係の希薄化 ・集合住宅の個人情報分からない ・個人情報の壁から支援が必要な人が見えにくい 【意見】 ・趣味で集まれる場づくり ・日々の参加の声掛け

近隣施設と地域住民が一緒になって活動することがありますか 施設のイベントに地域住民の方が参加できますか



課題と意見
【課題】 ・人手不足もあり積極的に行動できない ・地域も施設も連携の重要性は認識しているが、人材不足もあり積極的に行動できない 【意見】 ・地域と団体の協力 ・学生ボランティアを受け入れ ・障がい者や外国から移住された方との交流 ・障がい者の人が働く場の確保 ・地域メディアを通して福祉全般で語り合う

担い手づくりのため、若い世代と一緒に活動する地域の行事を作っていますか



課題と意見

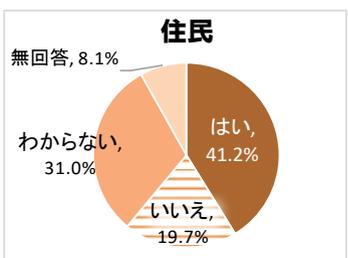
【課題】

- 子どものいる人に配慮した分担にして欲しい
- 次世代のリーダー育成、役員の成り手の減少

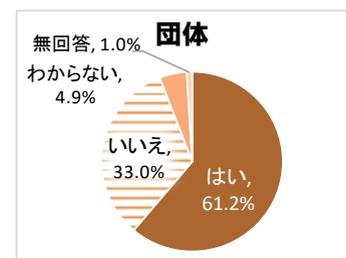
【意見】

- 若い人の伝統へのふれあい
- 子育て終了世代や女性会への参加声掛け
- 幼少時よりのボランティアにより意識を育む
- 役員の負担軽減のための合理化

高齢者や障がい者の方が参加できる行事がありますか



高齢者や障がい者へイベント等への声掛けをしましたか



課題と意見

【課題】

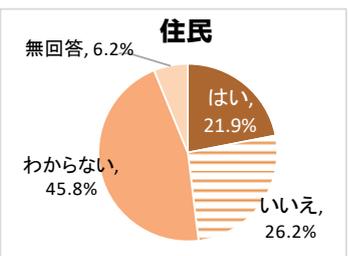
- 家から出ないと情報が入らない
- 障がい児(者)へ支援がほしい
- 栄養指導などの情報も欲しい

【意見】

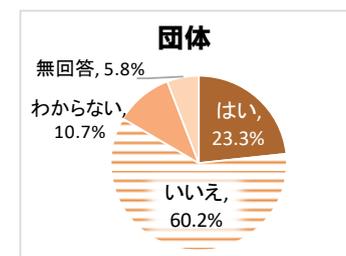
- 障がい者、高齢者のイベント参加

2.お互いを認め合い、助け合っていく心

子どもやその保護者が福祉について学ぶ機会がありましたか



子どもや保護者に思いやりや助け合いの心を養う活動・広報をしましたか



課題と意見

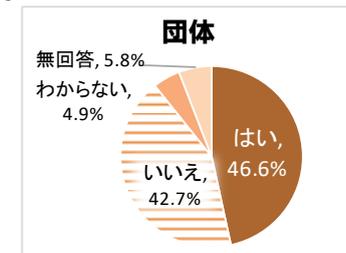
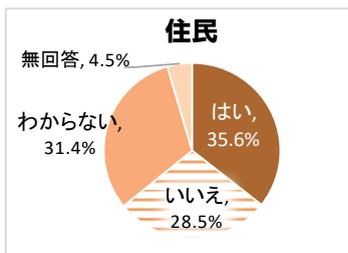
【課題】

- あいさつ運動
- 救急搬送時の付き添いがいない

【意見】

- 子供とのふれあい、教育

(地域で) 高齢者や障がい者について理解を深める機会をつくりましたか



課題と意見

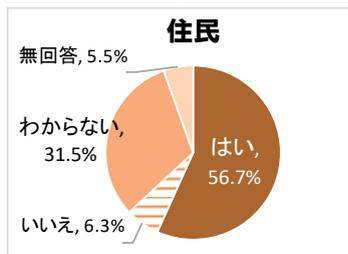
【課題】

- 配食サービスを増やしたいが、人手不足
- 老々介護世帯の増加
- 認知症の方の増加

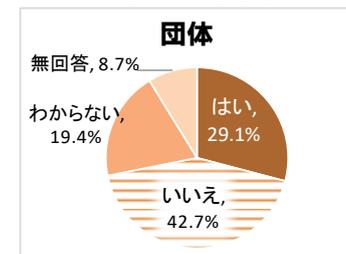
【意見】

- サロンや愛らんど事業の継続(見守り)
- 日常のネットワークづくり
- 障がい者との関わり

安心して子育てができる地域ですか



安心して子育てができるための活動をしていますか



課題と意見

【課題】

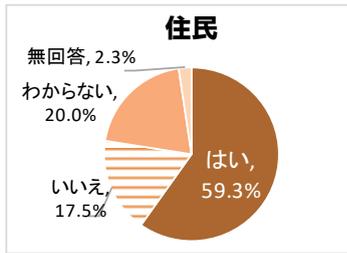
- 草刈りが行えておらず死角が多い
- 小学校等の統廃合で安心できない
- 土日祝日に休日保育がなくて困っている
- 子育てサロンの継続が困難

【意見】

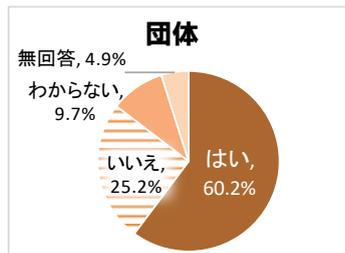
- 登下校時の見守りを一体的に取り組む
- 子どもを安心して預かれる場所の確保
- 集いの場の確保

3.わかりやすく情報が伝わる

子ども、障がい、高齢者など
(困った時の) 相談窓口を知っていますか



子ども、障がい、高齢者など (困った時の) 相談窓口を周知しましたか



課題と意見

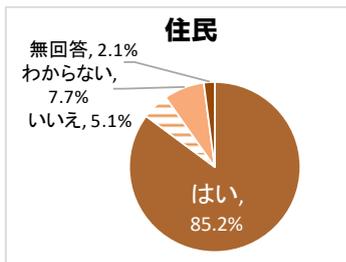
【課題】

- 見守り活動では限界であるため公的機関へのつなぎ方
- 各団体の横の連携
- 在宅介護がどこまでできるか不安

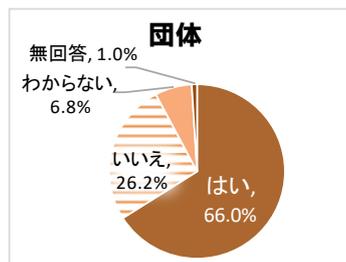
【意見】

- 出前講座の実施
- 広報誌等でより具体的な福祉の相談窓口の明示

広報誌やその他のメディア、口コミを通して、
地域の情報を得られていますか



情報発信を行っていますか



課題と意見

【課題】

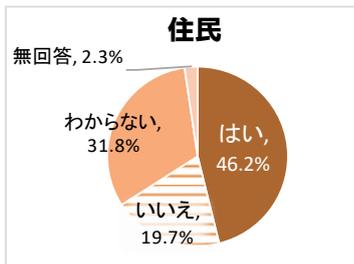
- 高齢化等により、情報を提供する側の減少
- 井戸端会議等の集まりの減少

【意見】

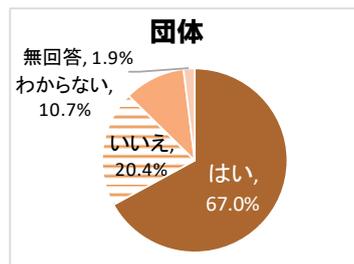
- 外国人労働者とのコミュニケーションづくり
- 地域情報の周知方法の検討
- 地区の連絡網による情報伝達
- 福祉関連のみ一覧で分かる広報誌

4.地域での見守りや助け合い

支援が必要な人の情報を、知っていますか



支援が必要な人の情報を、関係団体
で共有していますか



課題と意見

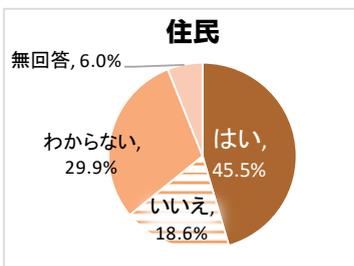
【課題】

- 未把握やつながりの希薄の方への対応
- 個人情報の問題
- 若い方や就業形態により情報伝達及び行事への参加が困難
- 独居高齢者の安否確認
- 災害に備えての地域ぐるみでの防災訓練
- 心配な人を地域で見守れる仕組みがない

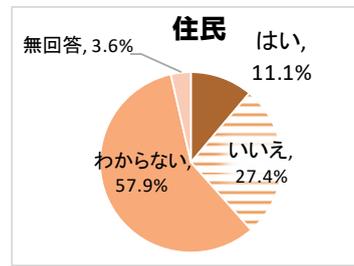
【意見】

- つながるまち会議や各種団体での情報共有

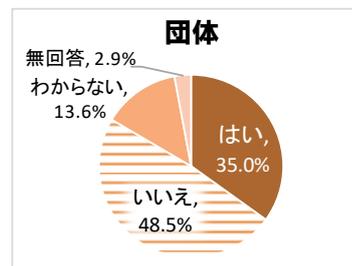
地域で困っている人を役員や相談
機関につなげていますか



生活に困っている方がおられますか



生活の困りごとを抱えている方を把握する
活動を行っていますか



課題と意見

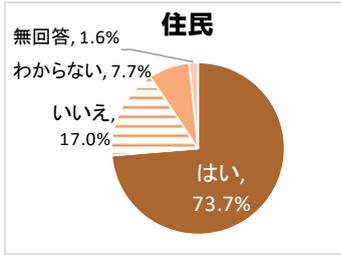
【課題】

- 見守り活動時に困ったときの相談先
- 各行事に参加しない方の誘い出し方
- 後継者問題

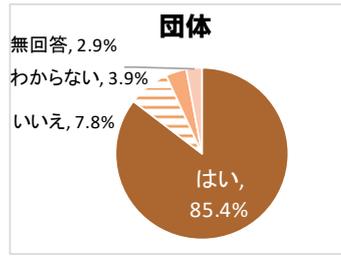
【意見】

- 独居高齢者へ地域の助け合い見守り
- 継続した地域住民のニーズ把握
- 会合など話し合いの場での周知
- 空き家を利用した集まれる場

困った時に近所に気軽に相談できる人はいますか



住民からの相談を、専門機関や助け合い活動につなげていますか



課題と意見

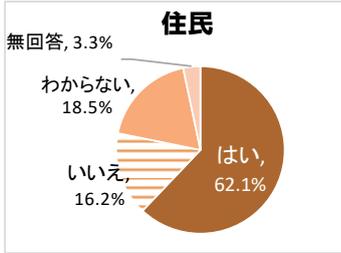
【課題】

- 若い人の参加を得て福祉活動が行えるか
- 個人情報への壁があり、知らない人が多い
- 障がい者や高齢者に対して一般地域住民がどこまでの声掛けや手助けをすればよいか
- 独居高齢者の方は近隣者と希薄

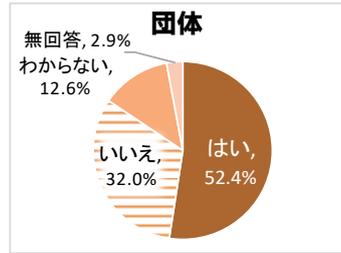
【意見】

- 地域の担い手(生活支援協力者)
- 子どもや高齢者の居場所づくり

地域の問題について話し合う場がありますか



各種団体が連携しながら生活を支える活動を行っていますか



課題と意見

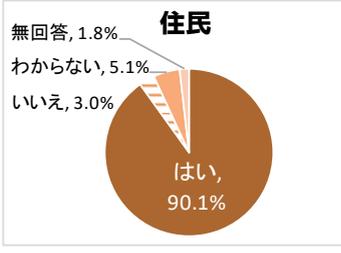
【課題】

- 公民館単位での問題について話し合う場が少ない
- 地域の役員が連携して動くことが少ない
- 高齢者世帯で運転免許を返納し移動手段が困る
- 交通事情から登下校時の見守り活動(人手)の不足

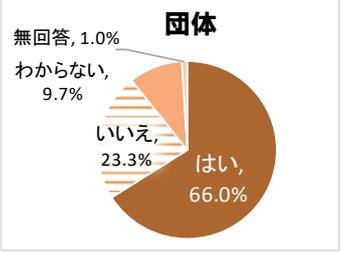
【意見】

- 各団体が仕切りなく話し合える場
- 地区の特色に合わせた支援や助け合いを考える場
- 高齢者、障がい者に優しい社会作りを考える場
- 移動支援の検討(買物支援・通院)
- 高齢者の集まりの場への送迎
- 島の中にもシルバーのような有償ボランティア
- 生活支援サポーター制度を有効拡大

災害時の避難場所を知っていますか



災害時における要配慮者の把握をしていますか



課題と意見

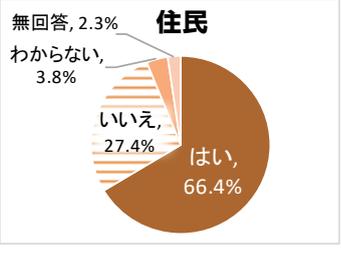
【課題】

- 地区の責任者の人選

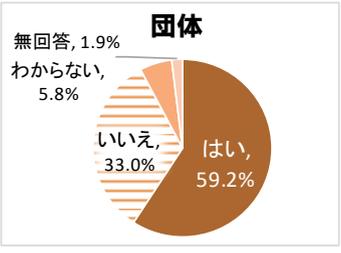
【意見】

- 防災意識を高める機会、避難場所の周知

災害に備えて避難先や避難方法などを家族や近所の人と話し合ったことがありますか



災害に備えて防災訓練や、地域ぐるみでの取り組みをしましたか



課題と意見

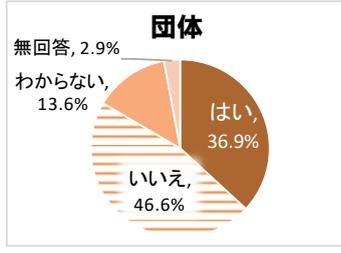
【課題】

- 防災等の活動に女性の参加が求められている
- 災害時の名簿作成しているが、実際は自身のことで手一杯で他の人まで手が回らない
- 避難時には若い力が必要

【意見】

- 避難体制
- 防災訓練
- 緊急防災情報発信の仕組み

運営資金確保のための企画や補助金等の情報を活用していますか



課題と意見

【課題】

- なし

【意見】

- まちづくり補助金を使いやすいよう共有する
- 補助金の維持

(2) 学生(中高生)アンケート 結果

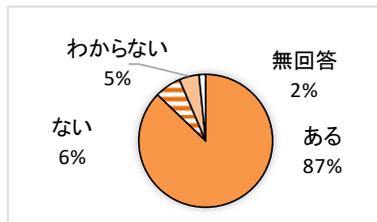
『私たちの笠岡について考えよう!』というテーマでアンケートを実施しました。

問1 あなたの所属は?

中学生	高校生	無回答
97	27	1

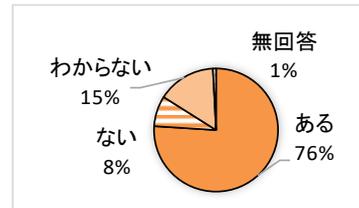
問2

隣近所の人とあいさつしたり、お話をしたりすることがありますか

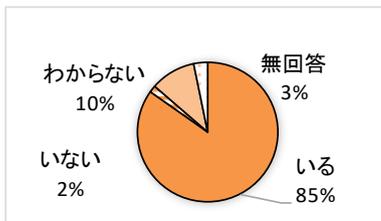


問3

周囲の大人から「困った人がいたら助けてあげましょうと教えてもらったことがありますか



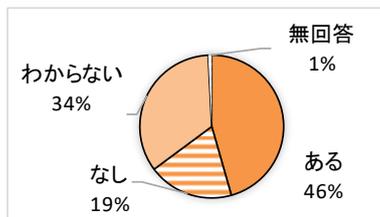
問4 困ったときに相談できる人がいますか



それはどんな人ですか?(上位4位までの集計)

1位	親や兄弟、祖父祖母など家族
2位	友達
3位	学校の先生
4位	近所の人

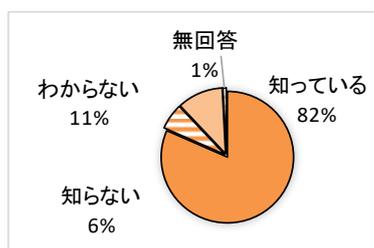
問5 友達や近所の人など今まで困っている人に何かしたことはありますか



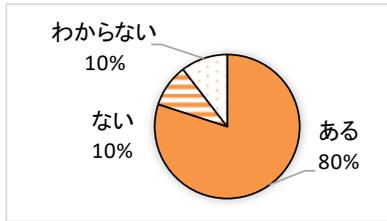
その内容は?

- ・道案内をした
- ・勉強を教えた
- ・怪我をしている友達などを助けた
- ・近所の高齢の方が畑の草むしりの先に腰を痛めていたので、草むしりや畑の仕事などをてつだった
- ・駅で困っている方を助けた
- ・おばあさんの荷物をもってあげたこと
- ・近所の方が坂道で買い物袋を落とされていたので、落ちてしまったものを拾うのを手伝った
- ・悩み事がある人を助けた
- ・目が見えない人を誘導した
- ・泣いてたら声をかける
- ・ごみ捨て場のボックスを設置したりなど
- ・忘れ物をした人にものを貸してあげた
- ・近所の方が凍結道路で滑って頭を打った時に、動けない状態だったので、救急車を呼んで毛布をかけ付け添った

問6 災害が起こった時の避難場所を知っていますか

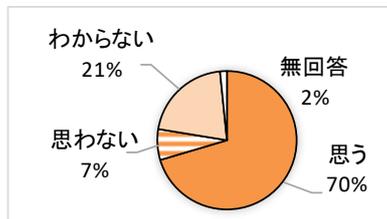


問7 地域の行事(地区清掃など)に参加したことがありますか



どんなことに参加しましたか	
■ 掃除	・ゴミ拾いやガードレール、公園、集会所などの草抜きや掃除 ・廃品回収、資源回収
■ 祭り・行事	・納涼祭、おせつたい、花見、盆踊りなど ・体育交流会・ラジオ体操 ・アマモ放流 ・子供会行事
■ その他	・弁当配りボランティア

問8 地域の中で「〇〇してほしい」などと頼られたときに協力しようと思いますか



問9 どんな笠岡市になってほしいですか？

- きれいで住みやすい・きれいな海で交通もスムーズな笠岡・ゴミが落ちてない笠岡
- ・活気があり過疎にならない・高齢者ばかりじゃない子どもたちがいっぱいおる
- ・若者が増えてほしい
- ・テレビに出てほしい
- ・お店が増えてほしい・もっと発展した笠岡(イオンとか)もう少しお店が増えてほしい
- ・笠岡市がつぶされない
- ・裕福な笠岡
- いい田舎の笠岡
- ・今のまま・このままでいいと思う
- ・誰とでも仲良く話せる。人と人の距離が近い。・あいさつや笑顔があふれた。
- ・世代を超えて協力できる。みんなが活き活きと暮らせる地域の方たちとの交流を盛んにする
- ・他の地域と交流を深めれる
- ・差別のない。・お年寄りの人や不自由な人などに気を配れるような市になってほしい
- ・障がい者や子供いるんな人にやさしい(バリアフリー)だれもが幸せに暮らせる町
- ・平和で福祉的な社会
- ・みんなが幸せに暮らせる笠岡
- ・子どもから大人まで笑って過ごせる町
- ・地域の人が協力し合えるところ
- ・人と人の交流が活発で、助け合いができていいる明るい笠岡
- ・世代を超えたつながりが強い地域
- ・人々が災害などがあつたときに助け合える笠岡になってほしい
- ・事件などのない安全な地域・住みやすく、心良い生活ができる
- ・住んでいる人がいきいきして活気ある笠岡
- ・安全で住みやすいところ・皆が困らない
- ・行事が盛んにおこなわれる

第三章 第4次活動計画の内容

第1節 第4次活動計画の体系と基本理念

第4次活動計画策定にあたり、第3次活動計画の骨子は残しつつ、住民アンケートで評価の低かった項目を見直し、目指すべき方向性が同じ項目を整理しながら体系を組み立てていきました。

また、地域座談会や今までの地域福祉活動の実践などから見えてきた福祉課題を解決するための項目を盛り込み、共に歩む社会を目指して地域一丸となって行動していくための指針となる計画を策定しました。

(1) 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

(2) 基本理念

『みんなでささえて誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』

住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けたいという思いを実現するためには、住民同士がささえあう地域の力が不可欠です。第1次活動計画から引き続き、『みんなでささえて誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』を第4次活動計画でも基本理念としながら、地域住民・地縁組織・ボランティア団体・NPO・専門機関が組織の枠を超えて連携し、各々の強みを生かしながらいきいきと暮らせる地域づくりをともに考え実践していく計画を策定しました。

(3) 基本目標

基本理念を計画の柱に、アンケートの分類を基にして下記4項目を基本目標としました。

- ①(つながり)人と人とのつながりをつくり、誰もが参加できる機会を増やしていきます
- ②(福祉教育・理解)お互いを思いやり助け合っていく心を育てます
- ③(広報啓発)必要な人にわかりやすく情報を伝えます
- ④(助け合い・ささえあい)地域で見守り・助け合いをすすめます

(4) 計画の構成

第4次活動計画を推進していくため、『地域福祉活動計画』と合わせて『行動計画』を作成し、具体的な目標を立てました。『行動計画』は自団体の活動を書き入れる形にすることで関係機関が主役となり一体化して地域福祉を推進できるような内容としています。

第2節 計画の推進に向けて

地域福祉における活動主体は、その地域に住む住民一人ひとりや各種団体などですが、それぞれが連携なく活動を続けていても市内全体での調和のとれた福祉のまちづくりはできません。計画推進に向けてはそれぞれ地域で活躍する活動の『担い手』が連携と役割分担を確認しながら取り組むことが重要であり、今後課題が山積する社会において、各種団体が組織の枠を超えて連携することが不可欠となります。

(1) 活動の推進と担い手

① 住民一人ひとりの役割

地域で生活している全ての方が活動の担い手の一人です。子どもは地域を元気にする力を持っており、高齢者は地域の伝統、そして経験を次世代に繋げていく役割があります。

地域福祉活動において、担い手不足や地域のつながりの希薄化が課題となっており、それを改善するには住民一人ひとりの理解や協力が必要となります。住みやすいまちづくりのために、全ての世代が、地域の福祉課題を知り、その解決に向けた活動に積極的に参加しましょう。

② 住民組織や団体の役割

社協支部などの住民組織や地域の様々な団体は、活動の担い手として大きな役割を持っています。組織は、それに属する地域や役員などにより、責任感を持ちながら活動し、大きな効果上げる事が出来ます。また、住民組織は福祉課題を発見し、解決に向けて取り組む事が出来るという効果もあります。

③ 行政、サービス事業所の役割

福祉活動においては地域住民による活動だけでなく、制度やサービスを提供し必要な人を支える活動があります。関係機関それぞれがつながり、連携をすることで一体的な支援が可能となります。

④ 社会福祉協議会の役割と住民による『つなぎ(パイプ)』の役割

社会福祉協議会は、地域の福祉課題の解決のために、社協会員や市内の福祉団体・施設と一緒に解決するための『協議体』として、コーディネートの役割を持って活動しています。個人や地域が計画的に、かつ主体的に活動が推進できるよう、広報や連絡調整などを行うとともに、関係機関との協働実施の促進などを行います。

また地域福祉課題を解決するために、いかに地域の問題を専門職につなげていく事が出来るかが重要になり、そのためには困っている状態の人を早く見つけ、解決のために繋げていくパイプ役が重要になります。それぞれの関係機関だけで支援の必要な人を支えるのではなく、その人を中心とした社会全体を支えていくためにパイプ役となる人材の育成、またそれぞれの活動においても子ども・障がい者・高齢者といった分野を越えたつながりをつくっていく人材としても育成し

ていく必要があります。

(2)活動計画を推進する上での笠岡市社会福祉協議会の財政基盤

①自主財源の確保

活動計画を推進するにあたって、財源の確保は大きな課題となります。笠岡市社会福祉協議会は、住民からの会費、寄付金が主たる財源となっており、それらの財源について積極的に広報し賛同を得るようにしていきます。また共同募金による募金活動をとおり、各種団体や事業への財源基盤への協力が得られるようにし、その用途についても分かりやすく周知していきます。また笠岡市社会福祉協議会が受託する事業をとおり、財源確保に努めます。

②活動資金などの確保

行政との協働による『福祉のまちづくり』を推進していき、住民の参画を促進する観点から、行政に対して笠岡市社会福祉協議会の活動への理解と支援を要請するとともに、助成金情報等の把握やその確保に努めます。

(3)計画の理解と普及の取組み

①活動計画書及びダイジェスト版を配布し、計画の普及を図る

計画推進のためには、広く住民や各種団体等に内容を知ってもらう必要があります。

市内住民組織や各種団体に活動計画書とダイジェスト版を配布し、計画推進の協力を得ることとしています。また社協だよりやインターネット等を活用し、広報することとします。

②計画内容の説明を行い住民の理解を得る

地域住民の参画と協働の理解を得るため、社協支部等へ活動計画の説明を行います。また住民に分かりやすく説明するとともに、各種行事や活動などの機会に計画内容を広報するなどして理解と協力を図っていきます。

③関係機関・団体への協力依頼

計画の推進のためには、各種団体からの理解と協力が不可欠になります。お互いに連携し、地域が一丸となり誰もが住みやすいまちが出来るように協力をお願いするとともに、共に活動し、そして継続できるように支援していきます。

(4)評価

活動計画の推進のため、具体的な『行動計画』を立て、計画に関係する機関を明記する事で各機関の役割を分かりやすくしました。

評価として、4年経過後の第5次計画策定前に実施状況を確認する事とします。

また、進捗状況の調査を一定期間経過後に予定します。

(5)第4次地域福祉活動計画全体図

基本理念と4つの基本目標、基本目標達成のための12の基本方針、33の取組みの方向性を体系図としてまとめました。

第4次地域福祉活動計画

基本理念	基本目標	基本方針	取組みの方向性	
みんなでささえあって誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり	① 人と人とのつながりを増やし、誰もが参加できる機会をつくり、誰もが参加できる機会	(①-A) 近隣で世代を越えた日常的なつながりを作ります	年代を問わず参加できる交流の場を作ります 日常的な声掛けを通して近所の顔の見える関係を作ります 集会所や公民館などを活用し集える場を作ります	
		(①-B) 支援を必要としている人と地域とのつながりを作ります	障がい者や当事者団体を地域のサロンや行事に誘います 地域で高齢者や障がい者と顔の見える関係を作ります	
		(①-C) 施設と住民が一体となって活動します	地域の話し合いに施設を入れてお互いのつながりをつくりましょう (住民→施設) 施設に住民が参画できるような体制をつくっていきましょう (施設→住民)	
		(①-D) 地域活動への参加を呼びかけ、次世代の担い手づくりをおこないます	隣近所での声掛けなどを通して、住民みんなが参加できる雰囲気をつくっていきましょう 小地域単位で多世代が集まる場を作ることにより、多くの人が集まれる環境をつくっていきましょう 子育て世帯の役員を入れて、子どもが参加できるイベントの企画を開催しましょう 多世代が役員として参加していく体制をつくっていきましょう	
	福祉教育・理解	② お互いを思いやり、心をつなぐ	(②-A) 幼少期から、おもいやりの心を育みます	幼少期から日頃のあいさつや交流を通し、おもいやりの心を育みましょう
			(②-B) 誰もが気軽に声を掛けやすい関係を作ります	高齢者や障がい者の理解を深める機会をつくりましょう 各種団体が地域と一緒に子育て支援を考えましょう
	広報啓発	③ 必要な人にわかりやすく情報を伝えます	(③-A) 相談の窓口・制度・サービスを伝えます	困った時に相談できる窓口を周知しましょう (子ども、障がい者、高齢者、何でも) 既存の制度・サービスを周知しましょう インフォーマルな生活支援に関する情報をまとめ、周知しましょう
			(③-B) 分かりやすい広報を考えます	複数のメディアを活用し、幅広い世代を意識した発信をしましょう 情報発信・啓発活動の充実を図り、必要な人に伝わる広報を考えましょう
	助け合いささえあい	④ 地域で見守り・助け合いをすすめます	(④-A) 地域の情報を共有し、生活の困りごとを把握します	地域に出向き、要援護者の把握に努めましょう 既存の組織を活かしながら地域の課題を把握しましょう 地域課題の解決策について話し合う場を作ります 適切な個人情報管理し、必要な情報共有を行います
			(④-B) 地域で出来る活動を推進します	普段から気軽に頼めるような近所との関係を作ります SOSを発信できない人への声掛けや関係づくりをしましょう 同じ地域で活動する他団体の活動を知り、重複している活動は共有し、お互いに協力できる体制をつくりましょう 多世代、異種事業等の垣根を無くし、住民みんなでアイデアを出し合いネットワークをつくりましょう
			(④-C) 災害に備えた活動をします	地区防災計画について住民が把握しましょう 防災訓練を行います 災害に備えて、避難先などを家族や近所の方と話し合いましょう 実態把握と情報共有・整理しましょう
			(④-D) 運営基盤を支えます	助成金・補助金情報を活用しましょう 活動の財源を確保するための企画をしましょう

(5)基本目標

①人と人とのつながりをつくり、誰もが参加できる機会を増やしていきます

『誰もが安心して住みなれた地域で生活する』ためには、まず人と人とのつながり作りがとても重要と考えられます。『近隣で世代を越えた日常的なつながり』『支援を必要としている人と地域のつながり』をつくっていくことで、困ったときにその情報を伝える事が出来る関係を目指します。また、地域のどの活動でも継続をすることが重要となります。しかし、『後継者』不足で活動を継続できないという問題が出てきています。『多世代の参加』『幅広い参加の場』から後継者の育成を図っていきましょう。さらに地元の施設と地域が協力する活動、地域の行事に施設が参加できるような事業の企画をおし、様々な人が交流、参加できる環境づくりをおこないましょう。

基本目標	基本方針	取組みの方向性
つながり ①人と人とのつながりを増やしていき、誰もが参加できる機会	①-A 近隣で世代を越えた日常的なつながりを作ります	年代を問わず参加できる交流の場を作しましょう 日常的な声掛けを通して近所の顔の見える関係を作しましょう 集会所や公民館などを活用し集える場を作しましょう
	①-B 支援を必要としている人と地域とのつながりを作ります	障がい者や当事者団体を地域のサロンや行事に誘いましょう 地域で高齢者や障がい者と顔の見える関係を作しましょう
	①-C 施設と住民が一体となって活動します	地域の話し合いに施設を入れてお互いのつながりを作きましょう（住民→施設） 施設に住民が参画できるような体制をつくっていきましょう（施設→住民）
	①-D 地域活動への参加を呼びかけ、次世代の担い手づくりをおこないます	隣近所での声掛けなどを通して、住民みんなが参加できる雰囲気をつくっていきましょう 小地域単位で多世代が集まる場を作ることで、多くの人が集まれる環境をつくっていきましょう 子育て世帯の役員を入れて、子どもが参加できるイベントの企画を開催しましょう 多世代が役員として参加していく体制をつくっていきましょう

②お互いを思いやり、助け合っていく心を育てます

ささえ合い、誰もが安心して生活をするためには、お互いを『思いやり』そして『助け合う事が出来る心』を育む必要があります。そのためには幼少期から、生活に困難をかかえがちな高齢者・障がい者等の現状を知ることがまず必要です。高齢者や障がい者等についての正しい知識を身に付ける事で、差別につなげることなく、初めてお互いを認め合い、助け合う心を育てていくことができると思います。

福祉教育・理解	②	取組みの方向性
心助け合いを思いやり	②-A 幼少期から、おもいやりの心を育みます	幼少期から日頃のあいさつや交流を通し、おもいやりの心を育みましょう
	②-B 誰もが気軽に声を掛けやすい関係を作ります	高齢者や障がい者の理解を深める機会を作きましょう 各種団体が地域と一緒に子育て支援を考えましょう

③必要な人にわかりやすく情報を伝えます

支援が必要な人が『知らない』ということで、サービスが使えないということがあってはなりません。必要な情報をいち早く得られる環境を作っていくためには、窓口の明確化や、地域の各種団体からの広報及び情報提供ができる仕組みが必要です。複数のメディアを活用し、必要な人に情報が伝わるようにしましょう。

広報啓発	③ 必要な人にわかりやすく情報を伝えます	(③-A) 相談の窓口・制度・サービスを伝えます	困った時に相談できる窓口を周知しましょう（子ども、障がい者、高齢者、何でも） 既存の制度・サービスを周知しましょう インフォーマルな生活支援に関する情報をまとめ、周知しましょう
		(③-B) 分かりやすい広報を考えます	複数のメディアを活用し、幅広い世代を意識した発信をしましょう 情報発信・啓発活動の充実を図り、必要な人に伝わる広報を考えましょう

④地域で見守り・助け合いをすすめます

地域（隣近所）の問題をすぐ把握できるのは、その地域に住んでいる住民の方です。そのためには『地域の情報の共有し、生活の困りごとの把握』『地域で出来る見守り活動の推進』が重要となります。また緊急時などの『災害』に備えた助け合いも必要となります。少子高齢化、独居、高齢者のみ世帯の増加などにより、自分たちだけでは解決出来ない問題を地域一丸となってささえていける『地域での見守り・助け合い活動』を進めましょう。

助け合いささえあい	④ 地域で見守り・助け合いをすすめます	(④-A) 地域の情報を共有し、生活の困りごとを把握します	地域に出向き、要援護者の把握に努めましょう 既存の組織を活かしながら地域の課題を把握しましょう 地域課題の解決策について話し合う場を作りましょう 適切な個人情報管理し、必要な情報共有を行いましょう
		(④-B) 地域で出来る活動を推進します	普段から気軽に頼めるようなご近所との関係を作りましょう SOSを発信できない人への声掛けや関係づくりをしましょう 同じ地域で活動する他団体の活動を知り、重複している活動は共有し、お互いに協力できる体制をつくりましょう 多世代、異種事業等の垣根を無くし、住民みんなでアイデアを出し合いネットワークをつくりましょう
		(④-C) 災害に備えた活動をします	地区防災計画について住民が把握しましょう 防災訓練を行いましょう 災害に備えて、避難先などを家族やご近所の方と話し合いましょう 実態把握と情報共有・整理しましょう
		(④-D) 運営基盤を支えます	助成金・補助金情報を活用しましょう 活動の財源を確保するための企画をしましょう

第四章 行動計画

行動計画様式の見方(例)

数字①~④は4つの基本目標を示しています。英数字は、基本方針を順番に打ったものです

行動計画

①-A

4つの基本目標を掲載しています

基本目標	人と人とのつながりをつくり、誰もが参加できる機会を増やしていきます
基本方針	近隣で世代を越えた日常的なつながりを作ります
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・行事や文化の伝承を行う機会が少なくなり、住民同士が地域で顔を合わす機会や若い世代とのつながりが少なくなった ・集まりの場が少ない ・集住宅などの個人情報がわからない
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・年代を問わず参加できる交流の場を作しましょう ・日常的な声掛けを通して近所の顔の見える関係を作しましょう ・集会所や公民館などを活用し集える場を作しましょう

活動計画の基本方針の内容を記載しています

住民座談会・アンケート調査からの意見や課題を記載しています

基本方針の取組みの方向性を記載しています

行動計画の実行に関係する機関です

行動計画	関係機関			
	地域	団体	事業所	行政
隣近所の人とあいさつを行う	○	○		
日常的な地域活動の情報発信	○	○		
世代間交流の充実・参加声かけ	○	○		
多世代が気軽に集える場づくり(サロン・世代間交流など)	○	○		

あなたの団体での取組みを書き入れましょう

自団体の取組みを書き入れて下さい

具体的な取組みの内容を記載しています

■ 『関係機関』 で表記している組織の具体的内容

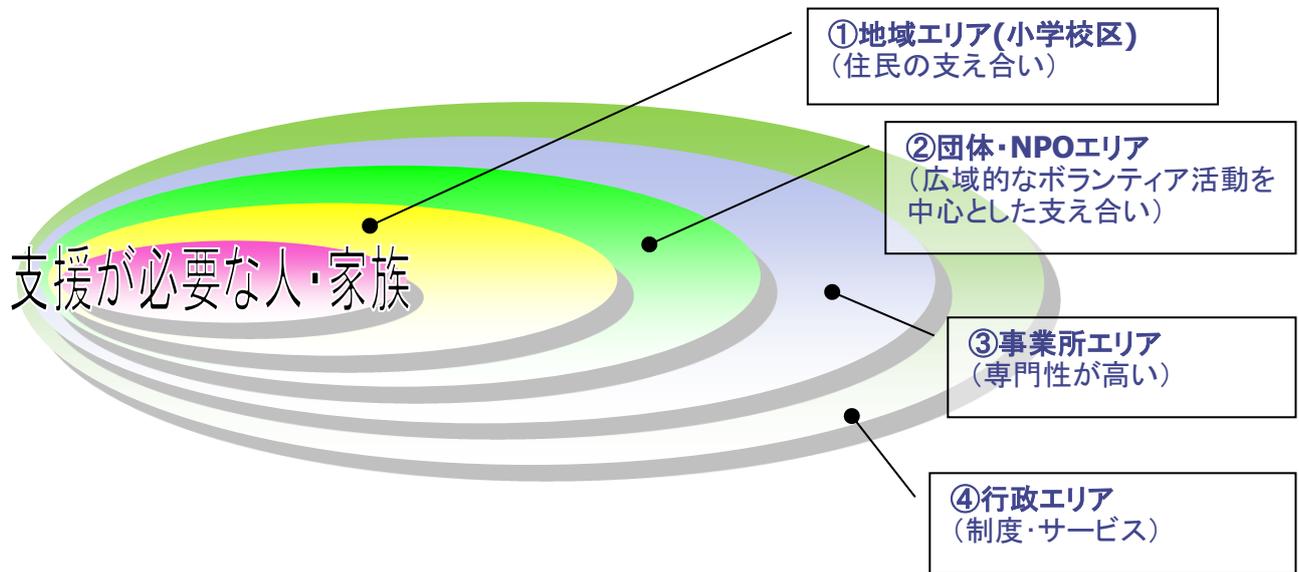
地域 : 住民、自治会、町内会、社協支部、まちづくり協議会などを指しています。

団体 : NPO 団体、民生委員児童委員協議会、愛育委員協議会、栄養委員協議会、保育協議会などの団体、家族会、ボランティア団体などを指しています。

事業所 : 障がい者、高齢者・児童養護施設などに関わる、または運営するサービス事業所を指しています。

行政 : 市役所全体や関係する課などを指しています。

関係機関イメージ図



行動計画 ①-A

基本目標	人と人とのつながりをつくり、誰もが参加できる機会を増やしていきます
基本方針	近隣で世代を越えた日常的なつながりを作ります
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・行事や文化の伝承を行う機会が少なくなり、住民同士が地域で顔を合わす機会や若い世代とのつながりが少なくなった ・集まりの場が少ない ・集合住宅などの個人情報かわからない
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・年代を問わず参加できる交流の場を作りましょう ・日常的な声掛けを通して近所の顔の見える関係を作りましょう ・集会所や公民館などを活用し集える場を作りましょう

行動計画	関係機関				あなたの団体での取組みを書き入れましょう
	地域	団体	事業所	行政	
隣近所の人とあいさつを行う	○	○			
日常的な地域活動の情報発信	○	○			
世代間交流の充実・参加声かけ	○	○			
多世代が気軽に集える場づくり(サロン・世代間交流など)	○	○			

行動計画 ①-B

基本目標	人と人とのつながりをつくり、誰もが参加できる機会を増やしていきます
基本方針	支援を必要としている人と地域とのつながりを作ります
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者とのつながりが希薄 ・個人情報への壁があり、支援が必要な人が見えにくい
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や当事者団体を地域のサロンや行事に誘いましょう ・地域で高齢者や障がい者と顔の見える関係を作りましょう

行動計画	関係機関				あなたの団体での取組みを書き入れましょう
	地域	団体	事業所	行政	
日常的に当事者との交流の機会を作る	○	○	○		
当事者自身が思いや活動を発信する機会を作る	○	○	○	○	

行動計画

①-C

基本目標	人と人とのつながりをつくり、誰もが参加できる機会を増やしていきます
基本方針	施設と住民が一体となって活動します
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方と協力していきたいと思っているが、人材不足もあり積極的に行動できていない ・地域貢献を何かできないか施設で考えているが、一法人ではなかなか計画が出来ていない ・施設機能の地域への開放の重要性は認識しているが、人材不足もあり苦労している
取組みの方向性	<p>地域の話し合いに施設を入れてお互いのつながりをつくりましょう(住民→施設)</p> <p>施設に住民が参画できるような体制をつくっていきましょう(施設→住民)</p>

行動計画	関係機関				あなたの団体での取組みを書き入れましょう
	地域	団体	事業所	行政	
地域のイベント情報を施設に配信	○	○	○		
地域の会合に施設を入れる	○	○	○		
施設の情報を地域に発信	○		○		
施設のボランティア受入の体制を作る	○		○	○	

行動計画

①-D

基本目標	人と人とのつながりをつくり、誰もが参加できる機会を増やしていきます
基本方針	地域活動への参加を呼びかけ、次世代の担い手づくりをおこないます
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント情報があっても参加も消極的、参加する雰囲気になるかどうか分からない。 ・自治会への参加者が減少している ・高齢者等の閉じこもり増加への懸念 ・男性の集まり場への参加が少ない ・活動状況は広報誌で分かるが、役員しか知らず、住民レベルに下りてきていない。 ・若い人に声掛けはしているがなかなか参加が難しい ・こどものいる人に配慮した役割分担にして欲しい ・次の世代が頑張れるか、協力してくれるか不安 ・会社勤めをしていると地域との交流が無く、分からない事が多い ・役員の長に負担が大きい組織になっている。 ・福祉委員交代時流れが分からなかった。役員の選出方法が決まっていない地区もある。 ・お互い様の精神が大切と説いても実際に役員の成り手が減少 ・次世代のリーダー育成、ボランティア(本当の意味の)がなかなか育たない
取組みの方向性	<p>隣近所での声掛けなどを通して、住民みんなが参加できる雰囲気をつくっていきましょう</p> <p>小地域単位で多世代が集まる場を作ることにより、多くの人が集まれる環境をつくっていきましょう</p> <p>子育て世帯の役員を入れて、子どもが参加できるイベントの企画を開催しましょう</p> <p>多世代が役員として参加していく体制をつくっていきましょう</p>

行動計画	関係機関				あなたの団体での取組みを書き入れましょう
	地域	団体	事業所	行政	
若い世代への声かけを増やす	○	○			
多世代の役員で意見が言える環境を作る	○	○			
自治会が無いところは、地域の会合の開催	○	○			

行動計画 ②-A

基本目標	お互いを思いやり助け合っていく心を育てます
基本方針	幼少期から、おもいやりの心を育みます
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の取り組みを続けていくこと、人手不足 ・若い世代への参加声かけ ・若年者への取り組みが十分行えていない
取組みの方向性	幼少期から日頃のあいさつや交流を通し、おもいやりの心を育みましょう

行動計画	関係機関				あなたの団体での取組みを書き入れましょう
	地域	団体	事業所	行政	
子どもや高齢者への声かけ	○	○			
多世代交流(敬老会、サロン、祭り、踊り)	○	○			
地区行事(ごみ拾い、草取り)への参加と呼びかけ	○	○			

行動計画 ②-B

基本目標	お互いを思いやり助け合っていく心を育てます
基本方針	誰もが気軽に声を掛けやすい関係を作ります
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者と関わる機会が少ない ・高齢世帯や認知症の方の増加 ・親が長時間子どもを預けて働くことが出来ない ・子どもがのびのびと過ごす場が少ない
取組みの方向性	<p>高齢者の理解を深める機会をつくりましょう</p> <p>障がい者の理解を深める機会をつくりましょう</p> <p>各種団体が地域と一緒に子育て支援を考えましょう</p>

行動計画	関係機関				あなたの団体での取組みを書き入れましょう
	地域	団体	事業所	行政	
子育て世代への窓口広報・情報発信	○	○	○	○	
各種団体へ子育て応援事業実施について協力依頼	○	○	○		
こども見守り運動の普及	○	○	○	○	
集いの場づくり(サロン、体操、老人クラブ、カフェ)	○	○	○	○	
障がい者理解のための研修や事業・交流	○	○	○	○	
学びの機会(認知症サポーター、福祉学習、ボラ体験、福祉委員研修、つながるまち会議)	○	○	○	○	
関係機関での意見交換会	○	○	○	○	

行動計画 ③-A

基本目標	必要な人にわかりやすく情報を伝えます
基本方針	相談の窓口・制度・サービスを周知します
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・相談先が分からない ・既存の制度をまだ知らない人も多い ・相談窓口が複雑、各種団体の連携が課題 ・独居世帯の増加、食事や買い物、交通手段、在宅介護への不安 ・若い世代(20代~40代)への周知
取組みの方向性	<p>困った時に相談できる窓口を周知しましょう(子ども, 障がい者, 高齢者, 何でも)</p> <p>既存の制度・サービスを周知しましょう</p> <p>インフォーマルな生活支援に関する情報について周知しましょう</p>

行動計画	関係機関				あなたの団体での取組みを書き入れましょう
	地域	団体	事業所	行政	
情報ツールや各団体のネットワークを生かした情報提供	○	○	○	○	
地域資源や生活支援に関する情報を整理			○	○	
新しい支援の仕組み(フードバンクなど)の周知	○	○	○	○	
幅広い世代に配慮した広報・説明			○	○	

行動計画 ③-B

基本目標	必要な人にわかりやすく情報を伝えます
基本方針	分かりやすい広報を考えます
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・井戸端会議や集まりの場が減ってきて、情報を得る機会が減っている ・特に若い世代が地域との関わりが希薄、情報が伝わりにくい ・情報発信の仕方が変わってきている ・情報が多すぎて目を通さなかったり、情報更新ができていなかったりする ・補助金等の情報収集が難しい
取組みの方向性	<p>複数のメディアを活用し、幅広い世代を意識した発信をしましょう</p> <p>情報発信・啓発活動の充実を図り、必要な人に伝わる広報を考えましょう</p>

行動計画	関係機関				あなたの団体での取組みを書き入れましょう
	地域	団体	事業所	行政	
幅広い世代を意識した情報発信	○	○	○	○	
福祉関係の広報誌の充実・周知	○	○	○	○	

行動計画 ④-A

基本目標	地域で見守り・助け合いをすすめます
基本方針	地域の情報を共有し、生活の困りごとを把握します
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・心配な人を地域で見守れる仕組みがない ・未把握やつながりの希薄な方への対応 ・情報の把握が難しい(個人情報の問題含) ・地域の問題について話し合う場がすくない ・地域の役員が連携して動く事が少ない
取組みの方向性	<p>地域に出向き、要援護者の把握に努めましょう</p> <p>既存の組織を活かしながら地域の課題を把握しましょう</p> <p>地域課題の解決策について話し合う場を作りましょう</p> <p>適切な個人情報を管理し、必要な情報共有を行いましょ</p>

行動計画	関係機関				あなたの団体での取組みを書き入れましょう
	地域	団体	事業所	行政	
いのちのバトンの情報発信及び情報更新	○	○			
要援護者の見守り体制の検討	○	○			
小地域での要援護者の把握	○	○			
各種団体での情報共有	○	○	○	○	
自地域の課題について話し合いの場をつくる	○	○	○		

行動計画

④-B

基本目標	地域で見守り・助け合いをすすめます
基本方針	地域で出来る活動を推進します
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の関係から支援が必要な人など、知らない人が多い ・子ども(長期休みを含む)や高齢者の居場所づくり ・障がい者や高齢者に対しては、地域がどこまで声掛けや手助けをすれば良いかわからない? ・独居高齢者は近隣との交流が不十分。緊急時の対応が不安 ・後継者の育成・若い人の働く場所がないため子どもがいない ・行政～民間の間で密な情報交換と支援体制が必要 ・一人に役員が集中する(受け手がいない)課題 (5-C) ・他団体との情報交換はよほどの事がない限り出来ない
取組みの方向性	<p>普段から気軽に頼めるようなご近所との関係を作りましょう</p> <p>SOSを発信できない人への声掛けや関係づくりをしましょう</p> <p>同じ地域で活動する他団体の活動を知り、重複している活動は共有し、お互いに協力できる体制をつくりましょう</p> <p>多世代、異種事業等の垣根を無くし、住民みんなでアイデアを出し合いネットワークをつくりましょう</p>

行動計画	関係機関				あなたの団体での取組みを書き入れましょう
	地域	団体	事業所	行政	
要援護者の見守り体制の普及	○	○			
情報交換会の開催	○	○			
情報伝達窓口の明確化			○	○	○
組織体制・活動の整理			○	○	○

行動計画

④-C

基本目標	地域で見守り・助け合いをすすめます
基本方針	災害時・緊急時に備えた活動をします
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が起こった際、どのようにすればよいか分からない ・緊急時の対応方法について心配 ・災害時の避難における人手不足 ・水害への対策
取組みの方向性	<p>地区防災計画について住民が把握しましょう</p> <p>防災訓練を行いましょ</p> <p>災害に備えて、避難先などを家族やご近所の方と話し合いましょう</p> <p>実態把握と情報共有・整理しましょう</p>

行動計画	関係機関				あなたの団体での取組みを書き入れましょう
	地域	団体	事業所	行政	
防災訓練・避難訓練・救命救急講習	○	○	○	○	
避難体制(場所・経路)の確認	○	○	○	○	
要援護者の避難方法の検討	○	○	○	○	
要援護者の把握及び整理	○	○		○	
災害時のボランティアの体制を整備します	○	○	○	○	
命のバトンの普及啓発	○	○			

行動計画

④-D

基本目標	地域で見守り・助け合いをすすめます
基本方針	運営基盤を支えます
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の活動費の捻出が困難 ・財源を確保し続ける為に応募を継続するのは非常に困難 ・活動を広め深め、継続していけばいくほど資金面の壁に当たり苦慮している
取組みの方向性	<p>助成金・補助金情報を活用しましょう</p> <p>活動の財源を確保するための企画をしましょう</p>

行動計画	関係機関				あなたの団体での取組みを書き入れましょう
	地域	団体	事業所	行政	
助成金情報の活用	○	○			
民間団体での情報共有及び連携	○	○	○		

第4次 地域福祉活動計画 策定スケジュール

開催日		内容
7月30日(火)	第1回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 委員委嘱 ・ 委員長・副委員長の選出 ・ 第3次地域福祉活動計画と中間評価について ・ 第4次策定の進め方について
8月～9月	地域座談会 住民・団体 アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社協支部を母体に地域座談会 20か所を実施 ・ 社協支部を通じた市民へのアンケート調査を実施 ・ 住民座談会、策定に参画した各種団体へのアンケート調査を実施
11月15日(金)	第2回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座談会・アンケート結果について ・ アンケート・座談会結果に基づく重点項目についてグループワークにて検討
12月20日(金)	第3回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本目標および基本方針について ・ 行動計画についてグループワークにて検討 ・ 活動計画冊子の内容構成等協議
2月20日(木)	第4回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冊子構成や内容についてグループワークにて検討
	第5回会議	
	答申	

活動計画策定の様子

■会議の様子(第1回～第5回)

各団体の代表者の方へ委嘱状の交付と、アドバイザーである岡山県社会福祉協議会から活動計画の主旨や内容についてお話いただき本計画がスタートしました。



座談会やアンケートから得た地域課題について代表者の方と一緒に協議し、計画作りを行いました。



■座談会の様子



(城見支部)



(白石島支部)



(北川支部)



(笠岡東支部)

市内 20 か所で住民の方から地域にある課題についてお話を聞きました。
内容については、少人数の方が意見の出やすくなるため、どの地区もグループをつくり地域の課題等について話し合いを行いました。

策定委員名簿

	氏 名	所 属
委員長	中野 年朗	社会福祉法人 笠岡市社会福祉事業会
副委員長	浅野 正明	民生児童委員協議会
委 員	島本 陽子	社協大島支部
委 員	関東 奈保美	社協真鍋島支部
委 員	宇根山 肇	老人クラブ連合会
委 員	野村 泉	手をつなぐ親の会
委 員	岡本 美代子	ボランティア連絡協議会 要約筆記サークル
委 員	三宅 元樹	笠岡青年会議所
委 員	浅野 ツヤ子	笠岡市愛育委員協議会
委 員	山名 照知	笠岡市保育協議会
委 員	青井 崇	社会福祉法人 サンフェニックス
委 員	西江 雅子	笠岡市地域包括ケア推進室
アドバイザー	木村 真悟	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会

(敬称略)

社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会笠岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の今後の活動の方針となる地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するために、笠岡市地域福祉活動計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 活動計画の調査及び研究に関すること。
- (2) 活動計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか活動計画の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから本会の会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

- (1) 地域福祉に関し意欲のある市民
- (2) 地域福祉に関し識見を有する者
- (3) 福祉団体の推薦による者
- (4) 笠岡市職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、活動計画の策定までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を統括し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、活動計画を策定したときは、会長に報告するものとする。この場合において、会長からの求めに応じ必要な説明を行わなければならない。

第8条 策定委員会に、活動計画の策定に関し助言等を行うアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、社会福祉関係の専門的な知識、技術及び識見を有する者のうちから会長が委嘱する。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、本会において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。